

京都市告示第 101 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都醍醐センター株式会社を京都市公金収納受託者とし、京都市醍醐駐車場の使用料の徴収事務を委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榊本 頼 兼

(都市計画局都市企画部都市総務課)